

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 7 | 固定資産税・都市計画税賦課事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草加市は、固定資産税・都市計画税賦課事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

草加市長

公表日

令和8年2月18日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 固定資産税・都市計画税賦課事務 |
| ②事務の概要 | <p>●事務全体の概要 地方税法関係法令及び草加市市税条例に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対して固定資産税を算出し賦課している。また、都市計画区域内の土地家屋の所有者に対して、都市計画税を算出し、賦課している。固定資産税・都市計画税賦課に関連し、減免や軽減を行っている。また固定資産税賦課に関連し、評価証明、公課証明、名寄帳等証明書を発行している。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ol style="list-style-type: none">①所有者の特定②所有資産の照会③固定資産税・都市計画税の賦課④償却資産電子申告の受付⑤評価・公課等証明書の発行 |
| ③システムの名称 | 固定資産税システム、土地評価システム、家屋評価システム、地方税電子申告支援システム、番号管理連携システム、中間サーバー、窓口支援システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 固定資産税・都市計画税賦課情報ファイル、土地課税台帳ファイル、家屋課税台帳ファイル、償却資産課税台帳ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表の24の項</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報」が含まれる項(48の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」とある項(48の項)</p> <p>●番号法第19条第8号に基づく主務省令</p> <p>上記、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|--|
| ①部署 | 草加市総務部資産税課 |
| ②所属長の役職名 | 課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 総務部資産税課又は総務部庶務課 【資産税課】048-922-1081又は048-922-1092 【庶務課】048-922-0954 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 総務部資産税課 048-922-1081又は048-922-1092 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上 <input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <input type="checkbox"/> 500人以上 <input type="checkbox"/> 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年12月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし |

Ⅲ しきい値判断結果

| |
|-------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

Ⅳ リスク対策

| | | |
|--|-----------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [] 接続しない(入手) | [] 接続しない(提供) |
|-----------------------------|---|---|---------------|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 8. 人手を介在させる作業 | | [○] 人手を介在させる作業はない | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 判断の根拠 | | | |
| 9. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [○] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | | |

| | |
|---------------------|--|
| <p>当該対策は十分か【再掲】</p> | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| <p>判断の根拠</p> | <p>草加市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。</p> <p>これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p> |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------|---|--|------|--------------|
| 平成27年4月30日 | I 5. ②所属長 | 資産税課長 伊草 政弘 | 資産税課長 山田 貴弘 | 事後 | 人事異動による修正 |
| 平成28年6月20日 | I 1. ③システムの名称 | 固定資産税システム、土地評価システム、家屋評価システム、地方税電子申告支援システム | 固定資産税システム、土地評価システム、家屋評価システム、地方税電子申告支援システム、番号管理連携システム、中間サーバー | 事後 | 記載統一による修正 |
| 平成28年6月20日 | II 1. 対象人数 | 平成27年1月1日 時点 | 平成28年4月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 平成28年6月20日 | II 2. 取扱者数 | 平成27年1月1日 時点 | 平成28年4月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 平成30年2月5日 | II 1. 対象人数 | 平成28年4月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 平成30年2月5日 | II 2. 取扱者数 | 平成28年4月1日 時点 | 平成29年4月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 平成30年7月27日 | I 5. ②所属長の役職名 | 資産税課長 山田 貴弘 | 課長 | 事後 | 様式変更に伴う修正 |
| 平成30年7月27日 | II 1. 対象人数 | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 平成30年7月27日 | II 2. 取扱者数 | 平成29年4月1日 時点 | 平成30年4月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和1年5月28日 | II 1. 対象人数 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和1年5月28日 | II 2. 取扱者数 | 平成30年4月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和1年5月28日 | IV リスク対策 | 項目なし | リスク対策の追加 | 事後 | 様式変更に伴う修正 |
| 令和2年2月10日 | I 4. ②法律上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項(利用範囲) 別表第一の16の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条 | <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の27の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第20条第5号 | 事後 | 記載誤謬見直しによる修正 |
| 令和2年2月10日 | II 1. 対象人数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和1年11月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和2年2月10日 | II 2. 取扱者数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和1年11月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和2年11月12日 | II 1. 対象人数 | 令和1年11月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--------------|---|---|------|--------------------|
| 令和2年11月12日 | Ⅱ 2. 取扱者数 | 令和1年11月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和4年1月31日 | Ⅱ 1. 対象人数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和4年1月31日 | Ⅱ 2. 取扱者数 | 令和2年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和4年1月31日 | I 4. ②法令上の根拠 | 第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) | 第19条第8項(特定個人情報の提供の制限) | 事後 | 番号利用法改正に伴う号ズレによる修正 |
| 令和4年12月7日 | I 7. 請求先 | 郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0151 総務部資産税課 | 郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 総務部資産税課又は総務部庶務課 【資産税課】048-922-1081又は048-922-1092 【庶務課】048-922-0954 | 事後 | 請求先の見直しに伴う修正 |
| 令和4年12月7日 | I 8. 連絡先 | 郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 048-922-0151 総務部資産税課 | 郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 総務部資産税課 048-922-1081又は048-922-1092 | 事後 | 請求先との表記の整合に伴う修正 |
| 令和4年12月7日 | Ⅱ 1. 対象人数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年10月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和4年12月7日 | Ⅱ 2. 取扱者数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和4年10月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和5年9月5日 | Ⅱ 1. 対象人数 | 令和4年10月1日 時点 | 令和5年7月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和5年9月5日 | Ⅱ 2. 取扱者数 | 令和4年10月1日 時点 | 令和5年7月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和6年5月8日 | I 1. ③システム名称 | 固定資産税システム、土地評価システム、家屋評価システム、地方税電子申告支援システム、番号管理連携システム、中間サーバー | 固定資産税システム、土地評価システム、家屋評価システム、地方税電子申告支援システム、番号管理連携システム、中間サーバー、窓口支援システム | 事後 | 利用システムの追加に伴う修正 |
| 令和6年5月8日 | Ⅱ 1. 対象人数 | 令和5年7月1日 時点 | 令和6年5月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和6年5月8日 | Ⅱ 2. 取扱者数 | 令和5年7月1日 時点 | 令和6年5月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------|---|---|------|--------------|
| 令和8年2月18日 | I 3. 法令の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項(利用範囲)別表第一の16の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第16条 | <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第9条第1項(利用範囲)別表の24の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)・第16条 | 事後 | 根拠規定見直しによる修正 |
| 令和8年2月18日 | I 4. ②法律上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・第19条第7項(特定個人情報の提供の制限)別表第二の27の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)・第20条第5号 | <ul style="list-style-type: none"> ●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号法第19条第8号に基づく主務省令」という。) <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの」が含まれる項(48の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項で、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」とある項(48の項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●番号法第19条第8号に基づく主務省令 <p>上記、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における法令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項</p> | 事後 | 根拠規定見直しによる修正 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------|-------------|---|------|--------------|
| 令和8年2月18日 | Ⅱ 1. 対象人数 | 令和6年5月1日 時点 | 令和7年12月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和8年2月18日 | Ⅱ 2. 取扱者 | 令和6年5月1日 時点 | 令和7年12月1日 時点 | 事後 | 計数時点見直しによる修正 |
| 令和8年2月18日 | Ⅳ 8. 人手を介在させる作業 | (新規項目) | [○]人手を介在させる作業はない | 事後 | 様式変更に伴う修正 |
| 令和8年2月18日 | Ⅳ 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | (新規項目) | <p>9) 従業者に対する教育・啓発 [十分である]</p> <p>草加市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p> | 事後 | 様式変更に伴う修正 |